

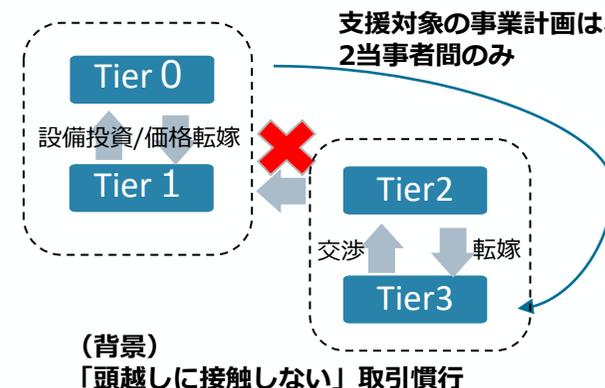
下請中小企業振興法の改正について

令和 7 年 1 月
中小企業庁

① サプライチェーンの深層における取引適正化対策

現行制度の概要

- 「**振興事業計画（振興法第5条）**」の対象は2当事者間に限られ、例えば、tier0~tier3が連携して、設備投資等を行う取組を支援できない。
- 振興事業計画の承認を受けた事業者には、**中小企業信用保険法の特例（第11条）**が用意されている。
※普通保険・無担保保険・特別小口保険・流動資産担保保険



政策課題

- 価格交渉促進月間（昨年9月）の結果によれば、**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。**
- 直接の取引先を越えて、「**数次先の取引先まで含めて価格交渉**」しないとする商習慣

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率



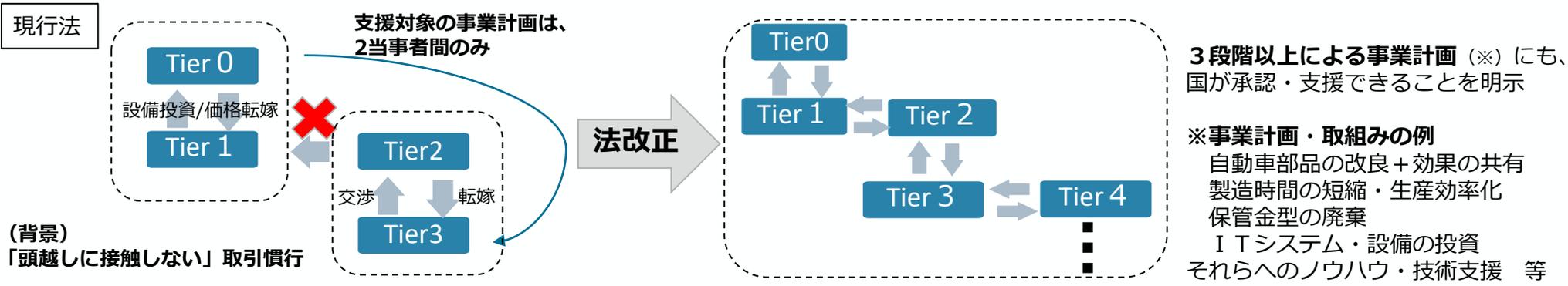
構造的な価格転嫁を推進するには、サプライチェーンの深層まで価格転嫁を浸透させる必要があるが、まだまだ道半ば。
商習慣を乗り越えるためにも何らか対策を講じる必要があるのではないか。

① サプライチェーンの深層における取引適正化対策

対応案

- 多段階の事業者が連携した取組への支援
- ✓ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**3以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加できないか。
 - ⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ
- 振興事業計画の利用促進
- ✓ 上記の支援拡充に加えて、改めて振興事業計画の**周知・啓発を徹底**し、また**多面的な支援を講じる**ことで、計画の利用を促進できないか。
 - ⇒ 振興事業計画の普及により、発注者・受注者が共存・共栄していくビジネスモデルを促進

(参考) 改正のイメージ



② 地方自治体の価格転嫁の取組推進、国との連携強化

現行制度の概要

- 下請振興法において、**都道府県は下請振興協会への指導助言権**が付与（第23条）されているのみで、その他の取組について規定されていない。
- 下請振興協会（第24条）は全国47都道府県に設置されており、**「下請かけこみ寺」**として、年間約**1万件**の相談対応を行っている。

政策課題

- 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要**。

<取組例>

- ① パートナーシップ構築宣言の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② 宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③ **価格交渉セミナー**の実施



全国津々浦々で価格転嫁を推進し、賃上げを達成するには、**地方自治体を巻き込み、国との連携を一層強化**するなどの取組を促進する必要があるのではないか。

対応案

- 国及び地方自治体の責務、連携強化
- ✓ 「**地方自治体は、下請振興に必要な取組の推進等に努める**」 「**国・地方自治体・関係者が密接な連携を確保する**」旨を規定できないか。
- ⇒ **地方自治体を価格転嫁対策に巻き込む宣言的規定（メッセージ）**

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組
「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和5年12月）」経産省提出資料



③ 主務大臣の権限強化

現行制度の概要

- 下請振興法において、主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、**振興基準に定める事項について指導及び助言**を行うものとされている。
- **下請Gメンのヒアリング結果や価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果**を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対して、**主務大臣による指導・助言**を実施。

政策課題

- 指導・助言を受けた後で、**取引方針が改善される等、一定の効果あり**。
- 他方で、**何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者**も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、**どのような取組を講じていくべきか具体的な検討が不十分**な者が多い。



価格転嫁・取引適正化を徹底するには、**下請法よりも適用対象が広く、具体的な観点から行政指導が可能**である**下請振興法上の、主務大臣の権限を強化する必要がある**のではないか。

対応案

- **主務大臣による指導・助言の強化**
 - ✓ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）**ことができる旨を規定できないか。
⇒ **価格転嫁・取引適正化の実効性を高める**。

④ 発荷主-元請運送事業者の価格転嫁、 資本金の大小関係がない事業者間の価格転嫁

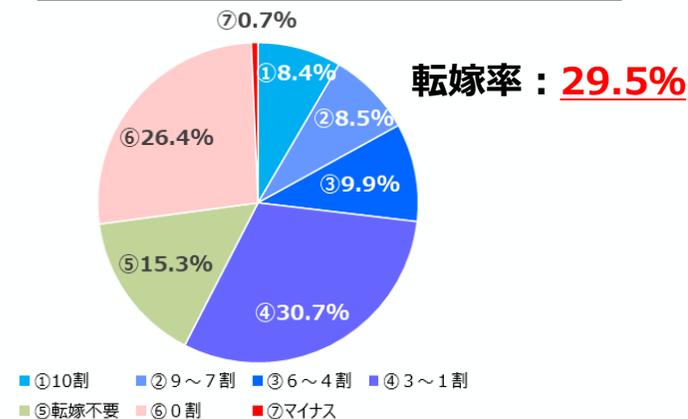
現行制度の概要

- 下請振興法の適用対象取引は、**製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託**となっており、運送事業者間の運送委託（役務提供委託）は適用対象となっているものの、**発荷主と元請運送事業者間の取引は適用対象となっていない。**
- 下請振興法の下請事業者は中小企業者とした上で、**下請事業者より一円でも資本金の額が大きい事業者を親事業者**としている。
※個人事業主の場合は、従業員数の大小で比較

政策課題

- 価格交渉促進月間（昨年9月）によれば、**トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位**であり、業界の頂点（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。
- 価格交渉の状況も全業種で最下位であり、**運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。**
- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、**資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。**

※トラック運送業の価格転嫁の状況(コスト全般)



下請振興法の枠組みのなかで、**発荷主-元請運送事業者間の運送委託・資本金の大小関係がない事業者間の委託の価格転嫁・取引適正化を推進**する必要があるのではないか。

④ 発荷主-元請運送事業者の価格転嫁、 資本金の大小関係がない事業者間の価格転嫁

対応案

○ 適用対象取引の追加

- ✓ **発荷主-元請運送事業者間の運送委託**も適用対象取引に追加できないか。

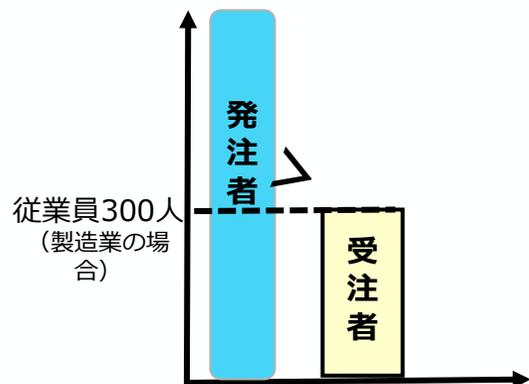
⇒ 当該取引を支援または指導・助言の対象とし、運送業界の上流から価格転嫁・取引適正化を浸透させる。

○ 「親事業者」の拡大

- ✓ **従業員の大小関係がある事業者**を「親事業者」に追加できないか。

⇒ 中小企業同士等、下請法の対象外取引も含めて、価格転嫁・取引適正化を浸透させる。

(参考) 従業員基準のイメージ



- ・ 受注者は、従業員が**300人以下 (製造業)**

- ・ **発注者**は、従業員が受注者より **(1人でも) 大きな**企業

= 資本金基準とあいまって、ほぼ全ての (中小企業に対する) 下請取引を対象化。

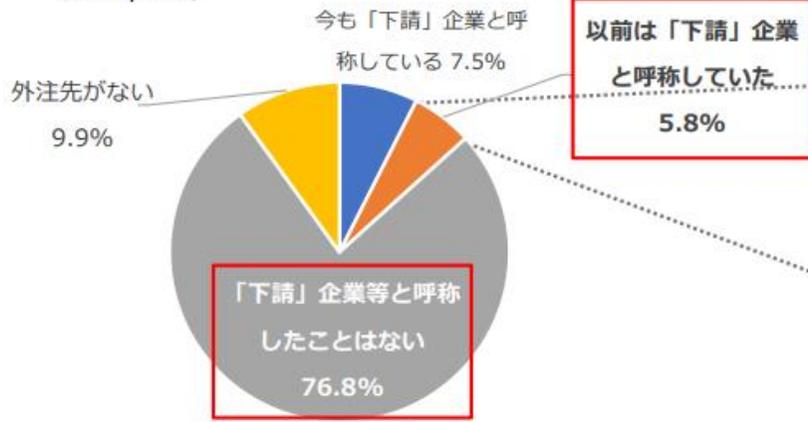
⑤ 「下請」という用語の変更

政策課題

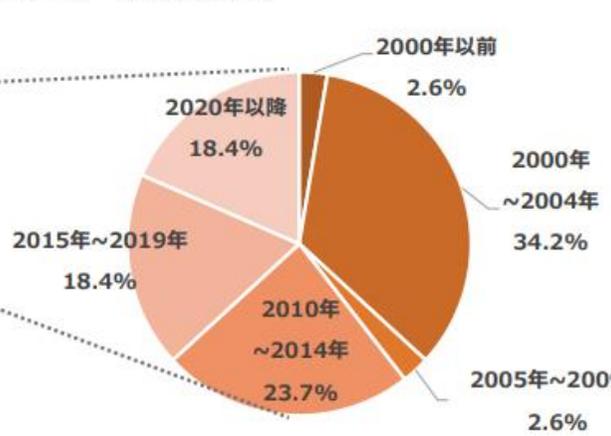
- 「下請」という用語を用いることが不適切であるという当事者間の認識が広がっている。
- 受注者を「下請」と呼称する発注者は**7.5%**であり、現在では、下請事業者を「パートナー」「協力会社」等と呼称する事業者が多い。
- 「下請」という用語は**差別的**である、という発注者からの声も寄せられている。

「下請」という呼称の使用状況（発注者側）

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)



いつまで外注先を「下請」企業と呼称していたか
(n=38 ※任意回答)



(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」



法律上の「下請」という用語を、時代の情勢変化に沿った用語に改める必要があるのではないか。